

公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

（助言の進め方）

- 第2条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができるものとする。
- 2 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

（連絡体制）

- 第3条 助言チームは、前条第1項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 第2条第1項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- 2 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方

に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 牧之原市長

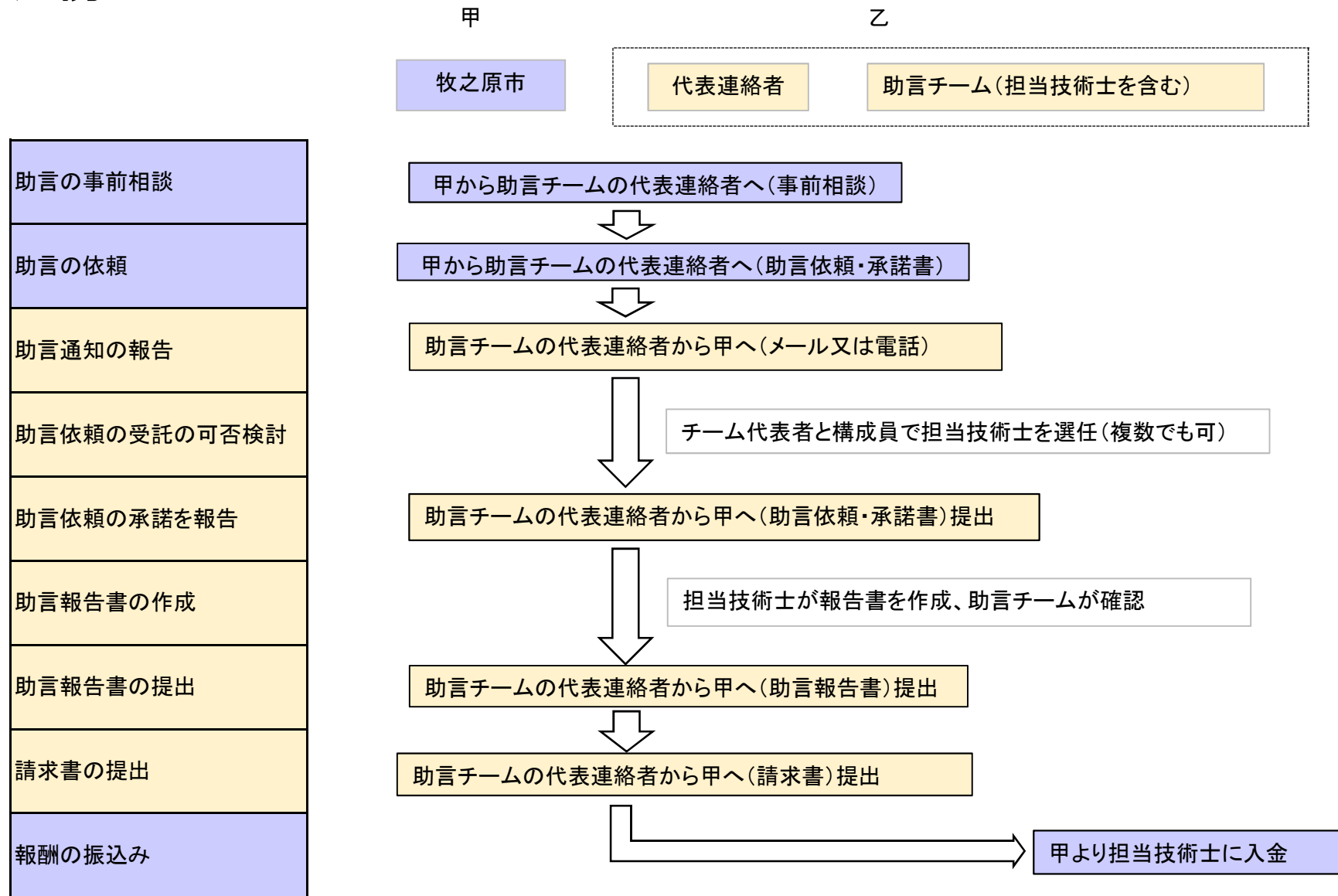
乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

* 1 連携の手順

NO	内容	様式	手順	摘要
1	助言の事前相談		甲から助言チームの代表連絡者へ事前相談を行う	電話もしくはメール
2	助言の依頼	} 様式1 助言依頼・承諾書	甲から助言チームの代表連絡者へ助言依頼書の通知する	助言内容、依頼部署、担当者、連絡先 ならびに工期など
3	助言受領の報告		助言チームの代表連絡者から甲へ受領の報告をする	メール
4	助言依頼の受託の可否		助言チームの代表連絡者から構成員に連絡、受託の可否を決定、担当技術士を選任	担当技術士は複数可
5	助言依頼の承諾を報告	} 様式2 助言報告書	助言チームの代表連絡者から甲へ受領承諾書を提出する	受託しない時はメール報告、概算見積も提出
6	助言報告書の作成		担当技術士が助言報告書を作成、助言チームが確認	
7	助言報告書の提出		助言チームの代表連絡者が甲に助言報告書を提出する	
8	請求書の提出		助言チームの代表連絡者が甲に請求書を提出する(振込先、技術士が複数なら配分も含める)	牧之原市の請求書の書式を使用
9	報酬の振込み		甲から担当技術士に振込	

* 緊急の場合、電話などで作業を進め、後日書式を提出する。

* 2 連携フロー



助言依頼書

平成 年 月 日

助言チーム代表連絡者 様

牧之原市長 西原 茂樹

公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定に基づき下記内容への助言を求めます。

助言依頼内容			
依頼部署			
依頼担当者 職・氏名	実施工期	～	
連絡先(e-mail、電話)			

*案件依頼受領時にメール若しくは電話にて受領報告を速やかに行う。

*助言チームから担当技術士を選任後、下記の助言承諾書を記入の上返信します。

助言承諾書

平成 年 月 日

牧之原市担当者様

公益社団法人日本技術士会
中部本部 静岡県支部
助言チーム代表連絡者
氏 名

平成 年 月 日付けにて依頼の内容について承諾します。

以下の担当技術士を選任します。

担当技術士:氏名 (部門名)	
概算見積金額(税抜き)	
摘要	

* 担当技術士への報酬金については、助言報告書を提出時に明細を提出すること。

* 担当技術士の振込み口座は請求書に記載すること。

なお、担当技術士が複数の場合請求書は担当毎に提出する。

公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定に基づく

助言報告書

公益社団法人日本技術士会中部本部 静岡県支部

代表連絡者	担当技術士

1.助言依頼後速やかに記入・押印して提出ください。

2.必要に応じて資料を追加してください。

助言依頼内容			
依頼部署			
依頼担当者 職・氏名		実施工期	～

助言内容(具体的かつ詳細に記述ください)

担当技術士氏名(部門名)			
助言内容			

代表連絡者記入欄(※以下は記入しないでください)

報酬金額		助言報告書提出日		報酬受領日 (口座入金日)	
------	--	----------	--	------------------	--

報酬規定

本規定は、牧之原市と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部が締結する「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」の実施にあたっての担当技術士の報酬などについて定める。

- 1 報酬は、49,500円／日／人(平成27年度国土交通省業務委託等単価表による)
なお、半日の場合は $49,500円 \times 1/2 = 24,750円$ とする。
報酬金額は、上記単価表の修正時などには適宜見直すものとする。
- 2 交通費は、牧之原市の旅費規程に準ずるものとする。